

## 姫路市教育委員会会議録（令和4年5月）

- 日 時 令和4年5月26日（木）午後2時00分から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時00分）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議事第 6号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第 7号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則及び姫路市立学校職員の勤務時  
間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 8号 姫路市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 9号 姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について

日程第4 報告

1 姫路市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

2 自動車損傷事故に係る示談解決方針の決定及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

3 令和4年度以降の成人式典の名称について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

- 出席者（委員）西田教育長、森下委員、松本委員、山下委員、森下委員、角谷委員  
（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、  
砂山生涯学習部長、中上総務課長、沖端教職員課長、春名健康教育課主幹、  
柳田生涯学習課長  
（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により松本委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
  
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の一括審議、並びに公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。  
まず、一括審議についてですが、議案第6号、第7号及び第9号は、関連がありますので、一括審議としたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第6号、第7号及び議案第9号は、一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第6号は、会議規則第15条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関連する事件に該当し、議案第7号及び第9号並びに報告事項の2及び報告事項の3は、同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。  
また、同議案及び報告事項の会議録につきましては、会議規則第15条第4項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後に公開したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第6号、第7号及び第9号並びに報告事項の2及び報告事項の3は、非公開と決定します。

また、非公開とした案件の会議録については、市議会での審議及び報告が終了した後に公表することと決定します。

なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

○ それでは、  
議案第8号 姫路市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教職員課長 議案第8号について説明)

まず、「1 改正の趣旨」でございます。幼稚園における働き方改革を進めるにあたり、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備するため、教諭等の標準的な職務の内容を定めた規定を幼稚園に準用するものでございます。

次に、「2 改正の概要」でございますが、幼稚園の教諭等の標準的な職務内容について、第11条の7の規定を準用し、教育長が定めるものとするため、幼稚園へ準用する規定を定めている第31条の2に「第11条の7」を加えます。

最後に、「3 施行日」でございますが、公布の日といたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

第11条の7は条項としては、どのような内容になりますか。

(答)

第11条の7の規定は、小学校の教諭等について、標準的な職務内容を定めたものでございます。第11条の7「教育長は、教諭等(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。)の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他必要な事項を定めるものとする。」というものになります。幼稚園について、準用する規定がございませんでしたので、今回幼稚園の教諭等についてもこの規定を準用して教諭等の標準的な職務内容を小学校、中学校等の教諭と同等にする規定となっております。

(問)

項より条の方が上位であるため、第7条から第11条までとは、第11条の7も含まれるのではないのですか。

- (答) 規定では、第7条から第11条とありますが、後で追加した枝番を使用しております。第11条の2、第11条の3、第11条の4とあり、それらを含まずに第11条の7を入れる形にしております。項ではなく、条になります。
- (確認) 第11条の2から第11条の6は含まないということですね。
- (答) 含みません。
- (意見) 第11条の7の規定の記載があれば分かりやすかったと思います。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第8号 姫路市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について  
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
- (委員) [ 挙 手 ]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第8号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、  
報告事項の1 姫路市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について  
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (健康教育課主幹 報告事項の1について説明)  
これまで、令和4年1月20日の定例教育委員会においては姫路市学校給食費徴収規則の制定について御報告し、また、2月10日の定例教育委員会においては学校給食費の第3子以降無償化実施について御報告させていただきました。  
そしてこの度、姫路市学校給食費徴収規則に関して、第3子以降等の給食費の無償化について規定するため、規則の一部を改正する規則を制定いたしましたので、御報告させていただきます。  
まず、改正の理由でございますが、市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校で実施する学校給食の給食費について、多子世帯の抱えている子育ての経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境の整備を図り、少子化対策に寄与することを目的とし、令和4年4月からの第3子以降の学校給食費無償化実施を規定するため、規則の一部を改正するものでございます。  
次に、改正の概要でございますが、規則第4条の学校給食費の徴収対象者について、次の条件のすべてに該当する場合に第3子以降の学校給食費を無償とすることができる規定を追加いたしました。  
1つ目は、対象児童及び生徒並びに保護者が姫路市内に住所を有していること  
でございます。

2つ目は、同一世帯で、高校生等の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子から数えて、児童及び生徒を3人以上養育していることとございます。また、市長が特別な理由があると認める児童生徒等に係る学校給食費についても徴収しないことができる規定を追加いたしました。

施行期日でございますが、令和4年5月2日から施行し、改正後の姫路市学校給食費徴収規則の規定は、令和4年度分の学校給食費から適用いたします。なお、年度途中に無償化の対象となった場合は、該当日以降の学校給食費が無償となります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

今年度の対象は何人になりますか。

(答)

日々の変動がありますが、約4,000人、約1割の児童生徒が対象になります。

教育長

○ 他に意見はございませんか。それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

議案第6号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則及び姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

及び

議案第9号 姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について

一括審議します。

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教職員課長 議案第6号、第7号及び第9号について説明)

「議案第6号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第7号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則及び姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議案第9号 姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について」につきましては、まとめて御説明いたします。

いずれの議案につきましても、市立幼稚園、高等学校の教育職員を対象とするものでございます。

まず、「議案第6号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について」から御説明いたします。

「1 改正の理由」につきましては、本市において、子育てに係る部分休業について、従来は小学校入学の前年度までを取得の上限としていたものを、小学校3年生に到達する年度までに拡大し、もって職員の職務と子育ての両立を支援しようとすることから、本市の教育職員についても同様の対応を行おうとするものでございます。

次に、「2 改正の概要」について、1点目は、休暇の種類を追加を行おうとするものでございます。姫路市立学校に勤務する教育職員の休暇の種類として、新たに「子育て部分休業」を加えることといたします。

2点目は、子育て部分休業の内容について規定しようとするもので、取得の対象となる子は、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子とし、取得時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とすることといたします。

3点目は、休暇等の承認についてございまして、子育て部分休業を取得しようとするときには、規則で定めるところにより、委員会の承認を受けなければならないものとすることといたします。

「3 施行期日等」につきましては、令和4年7月1日としております。

続いて、「議案第7号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則及び姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を、御説明いたします。

「1 改正の理由」につきましては、姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、子育て部分休業に関する規定を新たに設けることから、同休暇の施行に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、「2 改正の概要」について、1点目は、昇給の号給数を決定するに当たり、昇給判定の対象となる勤務日数から除かれる「欠勤」から子育て部分休業を除くことといたします。これは従来の部分休業と同じ取扱いでございます。

2点目のアは、子育て部分休業の取得単位、取得時間及び介護休暇等との調整について規定しようとするものでございます。取得単位は、従前の部分休業と同様に30分単位とし、取得時間は、1日を通じ、勤務開始時刻から連続し、又は勤務終了時刻まで連続した2時間を超えない範囲内の時間といたします。さらに、1時間単位の介護休暇、介護時間及び育児時間を取得する場合は、それらと合計して2時間を超えない範囲内の時間とすることといたします。

イは、子育て部分休業を取得することができない職員について規定しようとするものでございます。育児短時間勤務職員、従前の部分休業取得者等については、子育て部分休業の対象外とすることといたします。

ウは、子育て部分休業の承認について規定しようとするものでございます。委員会は、職員から子育て部分休業の請求があったときは、公務の運営に支障がある場合を除き、承認しなければならないことといたします。

エは、子育て部分休業の請求について規定しようとするものでございます。子育て部分休業を取得しようとする職員は、あらかじめ委員会の承認を受けなけれ

ばならないことといたします。

オにつきましては、子育て部分休業の承認の失効及び取消事由について規定しようとするものでございます。これについては部分休業の例によることといたします。具体的には、休業の対象となる子が死亡した場合等に失効し、現在取得している子と異なる子について部分休業を開始する場合等に取消となるものでございます。

「3 施行期日」につきましては、改正条例の施行日と同日である令和4年7月1日としております。

次に、「議案第9号 姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を、御説明いたします。

「1 改正の理由」につきましては、姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則が改正され、令和4年7月1日から職員が子育て部分休業を取得することが可能となることに伴い、子育て部分休業の承認に係る教育長等の専決事項について定めようとするものでございます。

「2 改正の概要」につきましては、教育委員会は、職員が子育て部分休業を取得しようとする場合において、従前の部分休業等を取得する場合と同様の手続により承認を行うこととするものでございます。

「3 施行期日」につきましては、改正規則と同じく、改正条例の施行日と同日である令和4年7月1日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

小学校に入学する前の子供さんを育てられている方は、部分休業をされていますが、一般的に何時から何時まで取得されていますか。

(答)

一般的には、勤務開始時刻の前に1時間取られたり、勤務終了前に1時間取られたりされています。特に学童保育、幼稚園等への送り迎えに利用されています。

(問)

朝と夕方に分けて取ることはできますか。

(答)

可能です。どちらかのみもできます。

(問)

休暇取得の申請は当日でも出来ますか。または、何日前に申請するルールはありますか。

(答)

基本的には、事前申請になりますが、急な場合は当日でも可能で、同日付けになります。

(問)

小学校の学級担任の先生は、仕事がたくさんあると思いますが、早く帰る場合は

仕事を家に持って帰ることはありますか。または、他の先生のサポートがありますか。

(答) 捌ききれない分量がある場合には、学校内で職務の内容の調整を行います。

(補足) 今回の条例改正、規則、規程の対象は、市立の高等学校の教職員、市立の幼稚園になり、これらの条例等の適用を受けることとなります。合わせて市長部局においては、行政職等の条例改正を合わせて行う予定です。今質問にありました、小学校の先生については、県費になりますので、県の条例で適用になります。県でも同じような規定を設けておきまして、学童保育に限定した理由により部分休暇が取得できる制度になっています。姫路市の場合においては、理由を問わず朝と夕方2時間取ることができるように思います。

教育長

○ 他に意見はございませんか。それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第6号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則及び姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

及び

議案第9号 姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第6号、第7号及び第9号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

報告事項の2 自動車損傷事故に係る示談解決方針の決定及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 報告事項の2について説明)

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」については議会の議決事項であります。市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、市長がこれを専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

本件事故は、令和4年2月28日15時頃、姫路市上手野1番地1の姫路市立高



岡西小学校において、除草作業をしていた本市用務員パート職員の操作する刈払機によって飛散した小石が、同校敷地内に駐車していた相手方車両2台のリアガラス等に当たり、当該ガラス等を破損させ、当該車両に損害を与えたものでございます。

本件事故については、相手方に過失はなく、市として通常有すべき安全配慮義務を欠いた状態であった事から、本市が全額の賠償責任を負うこととし、同年3月31日及び5月10日に示談が成立しました。

損害賠償額につきましては、破損した自動車の窓ガラスの交換費用等で、2台の総額510,677円となっております。

なお、この市長の専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年第2回姫路市議会定例会へ報告する予定でございます。

これまで、刈払機の使用にあたっては、事前に障害物を確認し、作業時には防護壁を設けたり、立入禁止措置を講じるなどにより、安全に十分配慮した上で業務を遂行することとしておりましたが、今後は、さらに各用務員の安全意識の向上を図るため、必要な研修や注意喚起を行い、再発防止の徹底に努めてまいりたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ 意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、  
報告事項の3 令和4年度以降の成人式典の名称について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習課長 報告事項の3について説明)

平成30年6月の民法改正により、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことを受け、令和4年度以降の成人式典の名称について、「はたちの集い」といたします。

まず、「1 現状の成人式」につきましては、本市では、成人教育の一環として、人生の中で大きな節目であり、自覚と責任ある大人としての第一歩を踏み出す日に、次代を担う新成人の、より一層の活躍を期待するという趣旨のもと、昭和27年に開催された「成年者のつどい」を初めとして、これまで開催してきたものでございます。

例年、対象者数は約6,000人で、式典参加者数は約2,900人、1月第2月曜日の成人の日に開催しております。

次に、「2 『はたちの集い』とする理由」につきましては、まず、誰もが成人式典だと想像・認識できる名称であることとでございます。

次に、名称を決定するにあたり、昨年度開催の姫路市社会教育委員会議におい

ていただいた「二十歳」を「はたち」と読むのがよいとの意見を尊重させていただくため、また、式典の表記として名称にふりがなを併記するのは適切ではないと考えるため、「はたち」については、全ての人が同じ読み方ができるよう、漢字ではなくひらがな表記といたします。また、「はたち」をひらがなにした場合、「集い」をひらがなにすると、かえって読みにくく、平板な印象を受けるため、「集い」は漢字表記といたします。

以上のようなことから、令和4年度以降の成人式典の名称について、「はたちの集い」といたします。

次に、「3 参考」といたしまして、県内の状況を示しております。現段階ではまだ検討中としている自治体が多くありますが、すでに決定している自治体の大半が、表記の違いはあるものの、「はたちのつどい」の読み方とする結果となっております。

なお、成年年齢引き下げに伴う姫路市の成人式典の対象年齢につきましては、令和2年8月に、当該年度中に20歳になる者を対象とすることを決定し、同年9月に公表しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

成人式の式典から集いに名称が変わることで、プログラムにおいて式典型から集い型への変更はありますか。または、名称のみの変更で内容は変わりませんか。

(答)

名称のみの変更で、式典としての内容の変更はありません。

(補足)

式典そのものについては、変える予定はありませんが、附帯事業として、はたちの方に様々なことを知っていただくような事業が出来ればと考えておりまして、市長部局と協議を行っているところでございます。集いの形が出来ればと考えております。

教育長

○ 他に意見はございませんか。それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。  
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会を、6月21日火曜日の午後1時30分に開催していただきたいと思っております。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、6月21日火曜日の午後1時30分に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、6月21日火曜日の午後1時30分に開催することといたします。

教育長

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

白浜小学校の相撲場についてですが、現在は、議会からの要請やコロナ対応により、相撲場の使用が出来ない或いは控えている状況でございます。教育委員会としましては、今後の在り方や活用方法について現在検討を進めております。教育委員会の活用方針としましては、白浜小学校専用の施設としてではなく、全市的なスポーツ施設としての位置付けでの活用を考えているところでございます。もちろん、白浜小学校も使用することは出来ます。このため、今後庁内のスポーツ担当部局や学校、地元との調整を進めてまいりたいと考えております。なお、議会からの意見としましては、先程の方針の意見があることのほか、デザイン・仕様の変更や移設といった意見もございますので、今後、議会に対して丁寧な説明を行いまして理解を得たいと考えております。

教育長

○ この件について、何かご意見はありますか。

(委員)

[意見なしの声あり]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後2時49分)